

予算と条例を全会一致で修正可決

3月定例議会を3月7日から22日まで開きました。条例の制定や改廃、平成18年度予算などを慎重に審議した結果、それぞれ全会一致あるいは賛成多数で可決しました。予算審査特別委員会の審議内容については、8ページからの特集で詳しくお伝えします。

町道6号線の

バイパス予算を削除

平成十八年度の一般会計予算案に、町道六号線と一四三号線（共に三迫地区）道路改良事業費が計上されていきました。現在の六号線を迂回するバイパスの新設に伴う用地買収費などでした。

議会では、現道の拡幅を優先すること、用地買収はその見通しをつけてから予算計上すべきなどを、主な理由として二つの事業費約千七百七十万円の削除を全会一致で可決しました。



三迫のバス転回場付近



しっかり勉強してね

3,000円

DOWN

1,000円

児童クラブ 負担金を減額修正

小学校に就学している三年生以下の児童で、放課後や土曜日、春・夏・冬の長期休暇中に保護者が家庭にいないことが常態である場合、各小学校区の児童クラブが午後五時まで無料で児童を預かっていました。

町は行財政改革と受益者負担の原則から、児童一人につき月額三千円の保護者負担金を徴収する条例の制定を提案しました。

負担金を頂くことにより、町の一般財源からの支出が減額になります。ところが、県からの補助金も減額することなどが明らかになり、質疑が続出しました。

議会では負担金の修正案を提出し、月額三千円を千円に減額することを全会一致で可決しました。

Q 三千円を徴収することでは何か改善できることはあるのか。

A 将来的には時間延長を含めて検討



児童クラブでの子どもたち

討っている。

Q 少子化対策に逆行し、町長の方針にも反するのではないのか。

A 小学校に入学前の保育料も基準に検討してきた。県内の児童クラブの負担金の平均が三千円となっている。

Q 県からの補助金と町の支出はどのくらいか。

A うなるのか。負担の場合、概算で補助金が四百四十万円、支出が二百七十万円になる。

Q 負担金が千円ならどうなるか。

A 補助金が六百三十万円、百九十九万円増加する。支出は五百六十万円となり、二百九十万円の増加となる。

Q 各児童クラブの定員は何か。

A 海田小学校区と南小学校区は四十名、東小学校区と西小学校区は六十名で、合計二百名である。

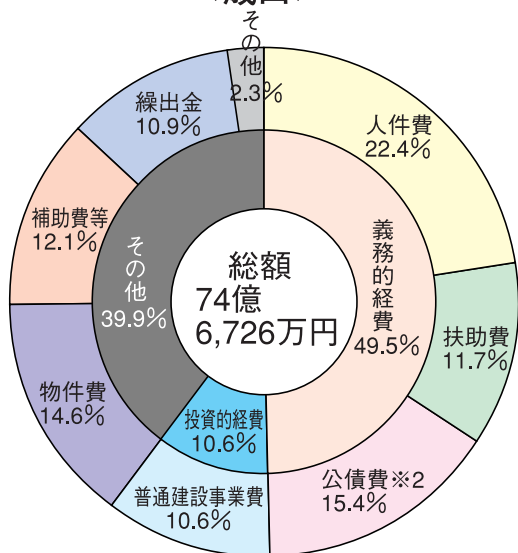
児童クラブ財源内訳書				単位：円
平成18年度 歳出予算額	月額負担額	歳入額		
		保護者負担金	補助金（県）	一般財源（町）
14,312,000	0	0	6,898,000	7,414,000
	1,000	2,400,000	6,341,000	5,571,000
	2,000	4,800,000	5,539,000	3,973,000
	3,000	7,200,000	4,418,000	2,694,000

合併せんでも

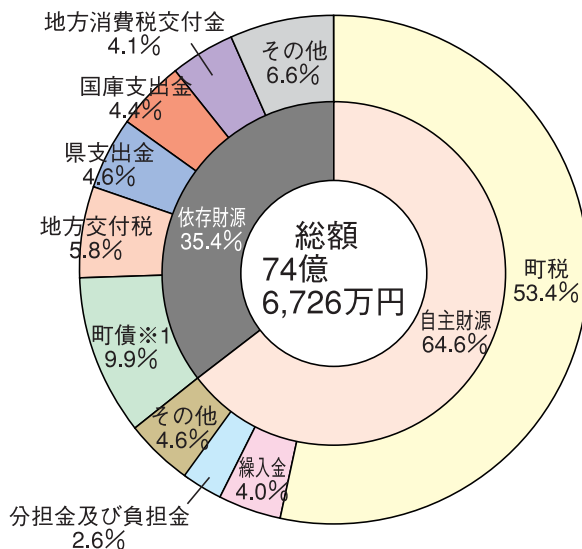
なんとかするぞ

平成18年度一般会計予算の構成

〈歳出〉



〈歳入〉



※1 町債とは、町が事業を行うために借り入れるお金です。

※2 公債費とは、借り入れた町債の元金と利子の償還に要する経費です。

主な新規事業

関連記事

- 町制施行50周年の記念事業 980万円 →8ページ
- コンサートメンバーによるレッスン 30万円 →8ページ
- 海田市駅にエレベーターを設置 8,200万円 →10ページ
- 小中学校にネット銃を配備 60万円 →10ページ
- 少人数授業を支援 1,800万円 →12ページ
- AED（自動体外式除細動器）を配備 90万円
- 津波浸水ハザードマップを作成 17万円
- 不妊治療の医療費を助成 140万円

区 分		平成18年度	平成17年度	比 較	対前年度比
会計別予算額	一般会計	74億6,726万円	73億6,100万円	1億626万円	1.4%
	公共下水道事業	16億786万円	16億9,153万円	△8,367万円	△4.9%
	国民健康保険	25億6,414万円	24億8,855万円	7,559万円	3.0%
	老人保健	21億6,751万円	22億1,729万円	△4,978万円	△2.2%
	介護保険	13億1,100万円	11億6,141万円	1億4,959万円	12.9%
	計	151億1,777万円	149億1,978万円	1億9,799万円	1.3%
	水道事業会計	6億7,033万円	6億3,673万円	3,360万円	5.3%
	合 計	157億8,810万円	155億5,651万円	2億3,159万円	1.5%

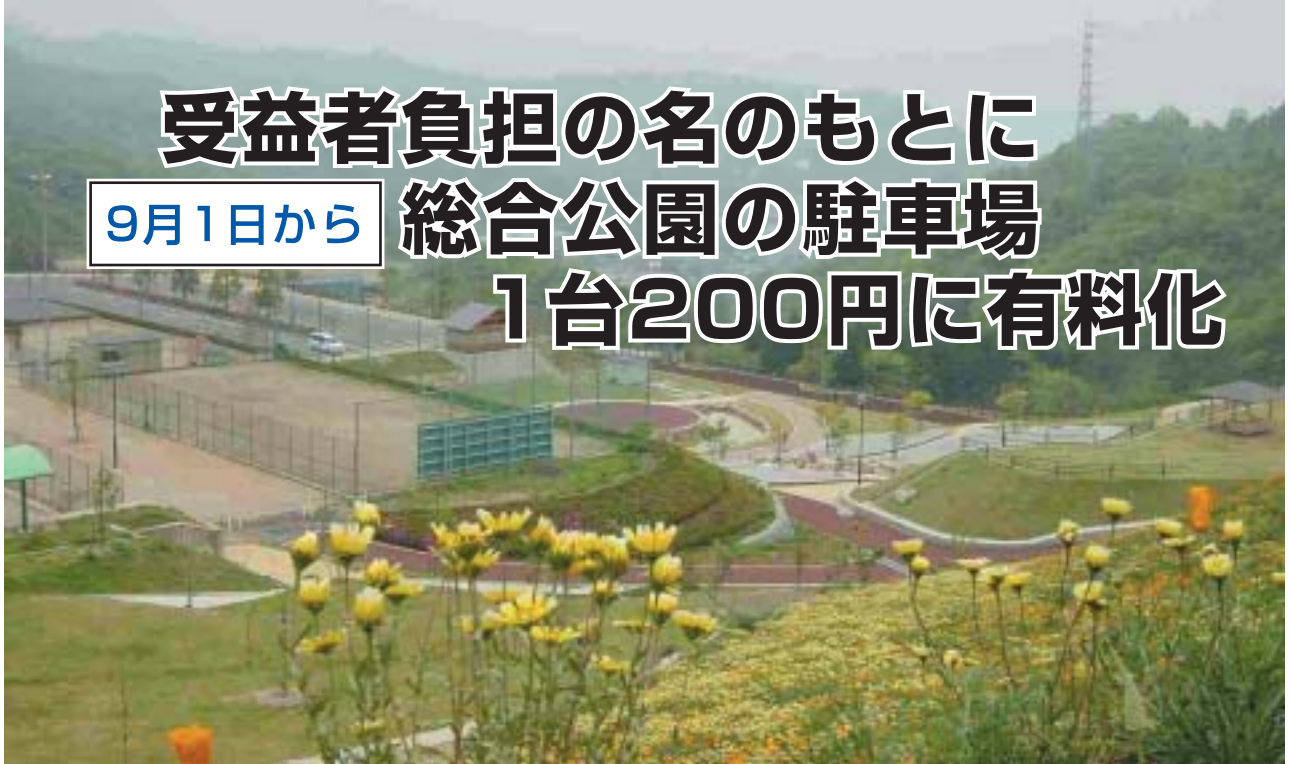
(1万円未満は四捨五入しています)

受益者負担の名のもとに

9月1日から

総合公園の駐車場

1台200円に有料化



海田総合公園は近隣には無い大型遊具などを備え、年間に二十八万人を超える来園者にぎわっています。

ただし、駐車台数に限りがあるため、土・日曜日やイベント開催時などにおける慢性的な駐車場不足に悩まされています。一人一台で来園されることが多く、これが大きな原因の一つであると考えられています。これを解決するため、できるだけ乗り合いで来園していただくことを目的に、また公園使用の受益者負担の原則から、九月一日から駐車場の使用を一回一台二百円徴収することが提案されました。

これに併せて、四月一日から総合公園の諸施設の使用料金の値上げも提案され、全会一致で可決されました。

Q 施設の使用料はいくらになるのか。

A 一時間につき、野球場と多目的広場が千円、テニスコートは小人が二百五十円、大人が五百円。

Q 駐車料金の徴収方法はどうか。

A 駐車場入口に機械を設置し、料



乗り合いで来てね

金を入れると鎖が下がるようにする。

Q 料金収入はどれくらいになるのか。

A 平成十八年度は九月から徴収を始めるので、約六百万円を見込んでいます。

Q 施設の使用料に駐車料金を組み込んでみてはどうか。

A 施設を利用されない方もあるし、また逆に車で来園されない方に料金を転嫁することになるので考えていない。

Q 料金の減免規定は無いのか。

A 施設の利用では定めているが、駐車場では考えていない。

Q 公園利用者の減少につながるのか。

A 一時的なものであると考えている。

Q 野球場の利用者はどうするのか。

A 公園の駐車場にとめていただく。

Q 路上駐車が増加しないか。

A パトロールの強化で対応していく。

一介護保険一 保険料改定を賛成多数で可決

(現行) 単位：円			(改正) 単位：円		
所得段階	保険料率	保険料額	所得段階	保険料率	保険料額
第1段階	0.5	22,900	第1段階	0.5	27,400
第2段階	0.75	34,300	第2段階	0.5	27,400
第3段階	1.0	45,800	第3段階	0.75	41,100
第4段階	1.25	57,200	第4段階	1.0	54,900
第5段階	1.5	68,700	第5段階	1.25	68,600
			第6段階	1.5	82,300

※保険料額は年額
※ は、基準額

三年ごとに見直しを行っている介護保険料の改定が提案され、賛成十二・反対二の賛成多数で可決しました。

所得段階を六段階に増やし、保険料を引き上げるものです。ただし、四段階と五段階の方には激変緩和措置が講じられています。

反対討論

保険料がおおむね19%の引き上げになる。老年者控除や非課税措置の廃止、公的年金控除の縮小などで高齢者や所得の低い人の生活に大きな影響が現れている。

国の負担は現在25%だが、30%に引き上げよう要求すべきだ。

賛成討論

日本は現在、世界でもまれに見る高齢化社会に突入しており、この海田町も例外ではない。

保険料を上げないことが望ましいが、介護が必要になったときに安心して給付が受けられる施策をとる必要がある。

海田町民の保護に関する条例

賛成多数で可決

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる「国民保護法」の施行を受け、海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部条例と海田町国民保護協議会条例が提案され、賛成十二・反対二の賛成多数で可決しました。

市町村においては、



人命救助の訓練

もしものときに警報の伝達や避難の指示、救援の実施などの国民保護措置を実施する役割があります。また、平時においてもいざというときに速やかに対応できるよう、住民の避難や救援に関する事項などを定めた国民保護計画の作成や必要な組織の整備、訓練の実施などを定めるものです。

反対

討論

賛成

この条例は、もしもの際に町民を避難させ、誘導するための準備をしておくものである。性格こそ異なるが、地震や津波に備える危機管理と同じである。決して戦争準備ではないし、他国に戦争を仕掛けるものでもない。したがって、この条例を制定することは、町長の重大な責務である。

自治体や民間企業、国民を普段から国の戦争計画に組み込むシステムを創ろうとしている。戦争対処の基本指針は政府が決め、それに基づいて協力する計画を定めることになる。憲法九条が脅かされようとしている。現在の憲法を守り、有事を起させない平和外交の努力こそ必要である。

ポイ捨て禁止

清潔で美しいまちづくりを推進し、海田町の恵まれた自然環境を後世に継承するとともに、良好な生活環境を確保するため**海田町美しいまちづくり条例**の制定を、全会一致で可決しました。

空き缶などのごみのポイ捨てや、犬、猫などの愛がん動物の所有者には糞の放置行為を禁止する、土地・建物



美しいまちづくりを

の所有者にはその環境美化に努めさせることなどを定めたものです。平成十八年七月一日からの施行です。

Q 罰則規定はないのか。

A 町長は、違反者に対して指導・勧告を行い、必要な措置を命ずることができ。それにも従わない場合は名前を公表できることとしている。

プールを廃止



もう泳げないの？

老朽化が目立ってきた**町営プールの廃止**を全会一致で可決しました。

Q 跡地の利用はどうするの？

A 貴重な町有地でもある、庁舎移転の候補地としても視野に入れ、慎重に検討する。

医療費を助成

少子化社会に対応し、子育てのしやすいまちづくりを行うため、児童の**入院治療費**の助成を、小学校就学前から、町独自で**六年生まで**拡大しました。

ただし、一カ月につき十四日を限度とし、一日五百円の一部負担金が掛かります。

議会改革特別委員会

議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民意見の集約などの役割が求められており、議会の意思と住民の意思がかい離しないような努力が、従前にも増して必要とされています。

新しい時代の議会に期待される機能を発揮し、議会改革に関する諸問題の調査・研究を行うため、議会改革特別委員会を設置しました。

委員長 宮坂二郎
副委員長 渡辺善隆

○ 齋木委員長の死去に伴い、建設産業委員会の委員長・副委員長の互選が行われ、次のとおり決定しました。

委員長 岡田良訓
副委員長 三宅総一郎

元気に育ってね

